

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年12月1日)

〔件 名〕

- | |
|---|
| 1 第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
(環境立県推進課) ···· 1 |
| 2 「(仮称) 鳥取風力発電事業計画段階環境配慮書」及び「(仮称) 鳥取西部
風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する知事意見の発出について
(環境立県推進課) ···· 3 |
| 3 (仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る方法書手続きの状況について
(環境立県推進課) ···· 14 |
| 4 天神川流域下水道（天神浄化センター）の指定管理者の選定方法について
(水・大気環境課) ···· 17 |
| 5 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について
(循環型社会推進課) ···· 18 |
| 6 鳥取県環境管理事業センター等への補助金支出に係る住民訴訟控訴審判決
について
(循環型社会推進課) ···· 20 |
| 7 島根県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について
(緑豊かな自然課) ···· 21 |
| 8 布勢総合運動公園の指定管理者の選定方法について
(緑豊かな自然課) ···· 22 |

生 活 環 境 部

第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年12月1日
地 域 振 興 課
福 祉 保 健 課
環 境 立 県 推 進 課
教 育 総 務 課
行 財 政 改 革 局 人 事 企 画 課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第10回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日 時 平成29年11月16日（木）午後1時30分～2時20分
2 場 所 県立図書館 2階 大研修室
3 出席者 県：岡村統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：長戸岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、
岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 県・市の事務調整状況

ア 中核市への移行により所管・移譲する事務

- ・11月16日現在の分野別所管・移譲・委託事務項目（2, 561事務）について、引継ぎ状況等を確認した。
- ・県から市へ委託する東部4町域の事務等については、当該事務の委託に係る規約を締結するための協議に関する附議案を県・市がそれぞれ2月議会へ提案予定であることを確認した。

イ 体制整備

- ・移行後の市の組織・職員体制、施設・設備・備品の調整状況、緊急時対応（災害医療・健康危機管理・原発等）について確認した。
- ・平成30年度の市の組織については、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる体制を確保する。
- ・さざんか会館の改修工事が12月末までに完了する見込みであり、年明けからパソコンや備品などを設置し、引継ぎができるよう準備する。

ウ 保健所移行実践検討チームの取組状況について

- ・県から市への移譲事務等の習得・スキルアップ、継続性の確保のための実務研修などを体系的に実施している保健所移行実践検討チームの各ワーキンググループ（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）の実施状況を確認した。
- ・県と市で事務処理の方法が異なり、移行までにパソコン操作等も含め習熟しておく必要があるため、安心して業務が行えるように県職員への市業務の研修を実施する。
- ・県市間の円滑な情報共有を推進するため、業務上リアルタイムで県庁・倉吉保健所・米子保健所との情報共有が必要となる県併任職員（県から市への派遣職員）に対し、県が必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、市庁舎内に県パソコン等を整備し、県併任職員が安全に県庁内の各種システムにアクセスできる環境を整備することとした。

エ 財政・予算について

- ・市は県からの権限移譲や事務の委託に係る経費を含めた上で平成30年度当初予算を計上し、県は市が積算した県からの権限移譲、事務の委託に係る経費を県負担金として市へ支払うよう最終調整していることを確認した。

オ 関係機関・各種団体等への広報周知の取組について

- ・これまで継続して取り組んできた、関係機関・各種団体等の総会や会合等の場の活用による説明・広報の状況や、国の中核市指定の閣議決定・政令公布後の広報の取組や計画などを確認した。

(2) 県議会・市議会への附議予定案件

以下のとおり、県・市議会へ附議予定である旨確認した。

ア 11月県議会、12月市議会への附議案件

- ①鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について<県・市>

鳥取市の中核市移行により保健所を移管することに伴い、県と市が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図るため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた地方自治法252条の2第1項の規定に基づく連携協約を締結するもの。

②鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の新設について<県>

鳥取市が中核市に移行すること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととし、一括して関係条例を整備する条例を新設するもの。

○鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

- ・法令上中核市の事務となる項目を削除（5法令28項目）
- ・一体的に処理することが望ましい事務の追加（51法令、10条例597項目）

○鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正

- ・使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を追加

○県の管轄区域から鳥取市の区域を除外する等の一部改正

- ・鳥取県保健所条例

ほか 5条例

○県の組織の廃止に係る一部改正

- ・鳥取県総合事務所等設置条例

ほか 1条例

○知事が特別な理由があると認める場合の許可手数料の減免規定の追加

- ・鳥取県浄化槽法保守点検業者の登録に関する条例

③関係条例の整備について<市>

鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が新たに業務を行うための根拠や基準となる関係条例（43条例）を整備するもの。

○新たに社会福祉施設、福祉サービス事業等に関し、設備、運営等に関する基準を定める条例の新設

- ・鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ほか 17条例

○保健所の名称、位置、所管区域等を定める条例の新設

- ・鳥取市保健所条例

○新たに市の附属機関として設置をするための条例の新設

- ・鳥取市社会福祉審議会条例

ほか 5条例

○法の施行に関し、衛生上の規準、措置等について定める条例の新設

- ・鳥取市食品衛生条例

ほか 7条例

○上記に掲げるもののほか、中核市移行に伴い必要な整備を行う条例の新設及び改正

- ・鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例

ほか 9条例

イ 2月県議会・市議会への附議案件

①平成30年度当初予算<県・市>

県から市への条例移譲及び事務委託に係る経費等

②県から市への事務委託に関する規約（地方自治法上の事務委託）<県・市>

③職員関連の条例の一部改正<市>

鳥取市職員給与条例、鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例

(3) 主な発言・意見等

- ・市民の不安を払拭するという意味合いと円滑な移行を行うため、県と市の連携協約締結に関する議案も提出させていただく予定。
- ・4町の皆様にもご迷惑やご不満を持たれないような形でスタートを切り、それを継続していくことを心がけたい。
- ・事務調整は今回の10回目を以って、一つの区切りと考えているが、これからも、中西部の保健所との連携やそれ以外の事務についての情報交換等について、4町も含め住民サービスが低下しないように引き続き様々な形でのご支援をよろしくお願いしたい。

5 スケジュール

11月21日	中核市指定の政令に係る閣議決定
11月27日	中核市指定の政令公布⇒ 平成30年4月1日の「中核市：鳥取市」の正式決定
11月30日	11月議会に中核市移行に伴う関係条例の改正案、連携協約案を提出、審議
12月下旬	（附議案が可決された場合） 中核市移行による県・市の連携協約の締結
2月	県東部4町区域の保健所業務の県から市への事務委託に係る議案を提出、審議
3月末	県から市への事務引き継ぎ
4月1日	鳥取市が中核市へ移行

「(仮称) 鳥取風力発電事業計画段階環境配慮書」及び
「(仮称) 鳥取西部風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する知事意見の発出について

平成29年12月1日
環境立県推進課

環境影響評価法の規定に基づき提出された(仮称)鳥取風力発電事業及び(仮称)鳥取西部風力発電事業の計画段階環境配慮書に対して、別添のとおり11月8日付けで知事意見を事業者に発出したので、その概要を報告する。

なお、事業者は、この度の知事意見、及び今後示される経済産業大臣意見等を勘案し、環境影響評価方法書を作成して国及び県に提出することとなる。

1 事業概要

(1) 事業者

合同会社 NWE-09 インベストメント（東京都港区虎ノ門4-1-28）

代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハーツ・バリーン

(2) 内容

① (仮称) 鳥取風力発電事業

湖山池より南側から河原町方面にかけての山地等において風力発電所（出力：最大 160,000kw、基数：36基程度）を設置するもの。

② (仮称) 鳥取西部風力発電事業

南部町、伯耆町、日野町、江府町の4町にまたがる山地等において風力発電所（出力：最大 160,000kw、基数：36基程度）を設置するもの。

2 知事意見の概要

- 総括的事項のほか、大気環境、水環境、騒音・超低周波音といった個別項目に関する意見により構成。
- 上記①②の事業に共通する点が多いため、地域特性を加味しつつ基本的には同趣旨の意見としている。
- 上記①②の事業とも事業計画が大規模であること、事業実施想定区域内には既存の作業道がほとんど整備されていないこと、集落を取り囲むように風車が配置される可能性が高いことなどを踏まえ、環境への影響が懸念されるとの意見が環境影響評価審査会で出されたことから、「前文」として、「環境影響評価は極めて慎重に実施すること」、「付帯設備や工事による影響を計画段階配慮事項として改めて検討すること」といった意見を記載している。

3 手続きの経過

9月 7日	事業者が(仮称)鳥取風力発電事業計画段階環境配慮書および(仮称)鳥取西部風力発電事業計画段階環境配慮書を提出
9月 8日	事業者による配慮書の縦覧、一般からの意見聴取
～10月 10日	環境影響評価審査会（事業説明、配慮書内容に係る意見聴取）
9月 28日	環境影響評価審査会（配慮書内容に係る意見聴取等）
10月 11日	環境影響評価審査会（審査会意見のとりまとめ）
10月 31日	環境影響評価審査会（審査会意見のとりまとめ）
11月 8日	知事意見の発出

参考 環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・配慮書は事業の位置・規模等の検討段階において環境配慮の検討を行うものであり、最初の法手続きである。
- ・方法書は各環境要素について、環境影響評価の実施方法の計画を示すものであり、2番目の法手続きである。
- ・今後の手続きの各段階にも、知事は事業者に対し直接または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

[手続き全体の流れ]

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

第201700192724号
平成29年11月8日

合同会社 NWE-09 インベストメント
代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの
知事意見について（通知）

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による意見は、別紙のとおりです。

（担当）生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

本事業は、鳥取県鳥取市において最大で総出力 160,000kW、基数にして 36 基程度の風力発電機の導入を目指すものであり、これは現在国内で稼働している最大規模の風力発電所（80,000kW、三重県）を大きく上回る規模である。また、本事業は、既存の道路が殆どない、木々が多くみられる山間部において開発を行うもので、その事業実施想定区域は集落を囲むような地域を選定している。これらを踏まえると、本事業に係る環境影響は、一般的な風力発電事業を実施する場合に比べ、自然環境への影響はもとより、近隣住民等への重大な環境影響が懸念されることから、環境影響評価は極めて慎重に実施されなければならないことは言うまでもない。

この度の事業規模を勘案すると、風力発電機の設置に伴う取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施による重大な環境影響が生じる可能性が十分に懸念されるところであるが、本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、計画熟度が低いこと及び環境保全措置の実施により環境影響の低減が可能であるなどとして、これらを計画段階配慮事項として選定しないこととしている。このような姿勢は慎重さに欠けており、本配慮書は計画段階配慮事項の検討が十分に行われたものとしては認めがたい内容となっている。

については、以下の意見を踏まえ、極めて注意深く環境影響評価を実施することとし、またその結果を念頭に環境への影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう、事業規模の大幅な縮小や、影響を十分に回避・低減できないと予測された場合には事業の廃止も含めて事業計画を検討すること。

1 総括的事項

- (1) 本事業においては、その規模を勘案すると風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施に係る重大な影響が懸念される。については、計画段階環境配慮事項として改めてこれらによる環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。また、その検討の経過は環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において詳細に示すこと。
- (2) 今後の環境影響評価の実施に当たっては、事業実施に伴うあらゆる環境影響を想定し、漏れのない、極めて慎重な環境影響評価を実施すること。また、実施に当たっては、予測の不確実性を増大させる要因を最大限排除し、信頼性の高い予測・評価とするよう努めること。
- (3) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または最大限低減するよう努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を方法書に詳細に記載すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。計画熟度の低い現段階を含め可能な限り早い段階から、環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。

- (5) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして最大限安全側に立って適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業計画を見直すこと。
- (6) 事業実施想定区域内及びその周辺には多数の住居等が存在し、そのような区域内に36基もの風力発電機が設置される計画であることから、複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。このような住居等では周囲の風力発電機から複合的に環境影響を受けることが強く懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を適切に実施すること。
- (7) 事業実施想定区域の周辺では、他事業者により「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」について環境影響評価法に基づく手続が進められていることから、この事業との累積的な影響が懸念される。各環境要素に係る累積的な影響を予測・評価するために必要な情報の収集や他事業者と協議・調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業の規模が大きいことから、工事車両の走行や建設機械の稼働等の工事の実施による排ガス及び騒音・振動の影響についても重大な影響が懸念されるため、適切に環境影響評価を実施し、工事の実施によるこれらの影響を可能な限り回避又は最大限低減すること。

(2) 騒音及び超低周波音

本事業は、36基もの風車が事業実施想定区域内に設置される大規模な計画であり、配置によっては複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。そのような地域では周囲の風力発電機から発生する騒音及び超低周波音による複合的かつ重大な影響を受けることが強く懸念され、事業者にはこの重大な影響を回避するための慎重な検討が求められる。

本配慮書においては、「特に配慮が必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する」、「騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて保全措置を検討することなどにより、「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価」しているが、風力発電機と特に配慮が必要な施設等との距離を最低限どの程度確保する方針としているか、具体的にどのような環境保全措置を取り得るのか、複数の風力発電機からの複合影響を踏まえ配置をどのように検討する方針か等が示されていないなど、重大な影響を回避又は低減出来る可能性が高いと評価する根拠として不十分であると考えられる。

については、計画段階配慮事項としてこれらについて改めて検討を行い、現計画において真に重大な影響を回避又は低減が可能であるとの追加の根拠を示すこと。また、この結果重大な影響を回避又は低減できる根拠が示せない場合は、重大な影響を及ぼす可能性があるものとして、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手続においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施し、影響を

可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(3) 水環境

事業実施想定区域内には一級河川である湖山川、野坂川、砂見川などが存在し、また川内水源地や明治水源地等の水道水源のほか、農業用水として取水されている大谷池や下小谷池なども存在している。また、事業実施想定区域の下流側には、県の観光資源としても重要な湖山池や吉岡温泉なども存在している。

事業に伴う工事の実施等による水質への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、工事の実施等による濁水の発生等により、これら河川水や地下水、水道水源、農業用水、湖沼等の水質への重大な影響は十分に懸念されるところである。については、計画段階配慮事項として、改めて工事の実施による水質への環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。また、その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手続においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施して影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(4) 重要な地形及び地質

本事業では、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置及び工事の実施により、大規模な地形の改変が見込まれる。この改変により、土砂崩壊や地すべりのリスクが増加することが懸念される。これら付帯設備の設置や工事の実施による地盤の安定性の変化について環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。なお、地盤の安定性の変化について検討する際は、事業実施想定区域内に鹿野断層、岩坪断層等が存在していることなどを考慮すること。

また、事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることを踏まえ、重要な地形及び地質について適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(5) 風車の影

事業実施想定区域の地形は小起伏山地を中心とする山がちな地形となっており、風力発電機は周辺の住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(6) 動物、植物、生態系

事業に伴う風車の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置、及び工事の実施等による動物、植物、生態系への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、特に工事の実施に伴う濁水の発生による水生の動物・植物・生態系への重大な影響は十分に懸念されるところである。については計画段階配慮事項として、改めて工事の実施によるこれらへの環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

事業実施想定区域の周辺では、希少猛禽類であるイヌワシの生息地情報があるほか、クマタカ、オオワシの生息情報もある。また事業実施想定区域の周辺の池はハクチョウ類やカモ類等の渡り鳥の越冬地となっているとする情報も得られている。このような地域特性を踏まえ、鳥類への影響について適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に反映すること。

また、事業実施想定区域の一部は鳥獣保護区に指定されていること、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなどを踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 景観

本事業においては、風力発電機による影響のみでなく、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置による景観への影響も懸念されるため、この点も踏まえて環境影響評価を実施すること。

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、配慮書においては眺望点として選定されていないが、風力発電機の視認の可能性がある地点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等、さらには星空観察の適地とされる安蔵公園が存在することなども踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望点からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含めて適切に環境影響評価を実施し、風力発電機の設置による景観の変化が住民等に心理的圧迫感等を与える可能性についても十分考慮したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(8) 文化財

事業実施想定区域内において周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(9) 事業地の選定

事業実施想定区域内には保安林や周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電機及びその付帯設備との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。

(10) その他の留意事項

当県では今年度末からの運航開始を目指して鳥取県ドクターへリの導入準備が進められているところである。事業実施想定区域内及びその周辺でランデブーポイント（場外離着陸場）として想定される地点等について関係機関に確認し、またヘリコプターの飛行や離着陸等、鳥取県ドクターへリの運用に影響を及ぼす範囲に風力発電機を設置することがないよう、関係機関と協議及び調整を行うこと。

第201700192725号
平成29年11月8日

合同会社 NWE-09 インベストメント
代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 アダム・ベルンハーハード・バリーン 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの
知事意見について（通知）

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計
画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に
係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措
置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による意見
は、別紙のとおりです。

（担当）生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 フaxシル 0857-26-8194

本事業は、鳥取県南部町、伯耆町、日野町、江府町の4町にまたがる地域において最大で総出力160,000kW、基数にして36基程度の風力発電機の導入を目指すものであり、これは現在国内で稼働している最大規模の風力発電所(80,000kW、三重県)を大きく上回る規模である。また、本事業は、既存の道路が殆どない、木々が多くみられる山間部において開発を行うもので、その事業実施想定区域は集落を囲むような地域を選定している。これらを踏まえると、本事業に係る環境影響は、一般的な風力発電事業を実施する場合に比べ、自然環境への影響はもとより、近隣住民等への重大な環境影響が懸念されることから、環境影響評価は極めて慎重に実施されなければならないことは言うまでもない。

この度の事業規模を勘案すると、風力発電機の設置に伴う取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施による重大な環境影響が生じる可能性が十分に懸念されるところであるが、本計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)においては、計画熟度が低いこと及び環境保全措置の実施により環境影響の低減が可能であるなどとして、これらを計画段階配慮事項として選定しないこととしている。このような姿勢は慎重さに欠けており、本配慮書は計画段階配慮事項の検討が十分に行われたものとしては認めがたい内容となっている。

については、以下の意見を踏まえ、極めて注意深く環境影響評価を実施することとし、またその結果を念頭に環境への影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう、事業規模の大幅な縮小や、影響を十分に回避・低減できないと予測された場合には事業の廃止も含めて事業計画を検討すること。

1 総括的事項

- (1) 本事業においては、その規模を勘案すると風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置や工事の実施に係る重大な影響が懸念される。については、計画段階環境配慮事項として改めてこれらによる環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。また、その検討の経過は環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)において詳細に示すこと。
- (2) 今後の環境影響評価の実施に当たっては、事業実施に伴うあらゆる環境影響を想定し、漏れのない、極めて慎重な環境影響評価を実施すること。また、実施に当たっては、予測の不確実性を増大させる要因を最大限排除し、信頼性の高い予測・評価とするよう努めること。
- (3) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または最大限低減するよう努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を方法書に詳細に記載すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。計画熟度の低い現段階を含め可能な限り早い段階から、環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。

- (5) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして最大限安全側に立って適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業計画を見直すこと。
- (6) 事業実施想定区域内及びその周辺には多数の住居等が存在し、そのような区域内に36基もの風力発電機が設置される計画であることから、複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。このような住居等では周囲の風力発電機から複合的に環境影響を受けることが強く懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を適切に実施すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業の規模が大きいことから、工事車両の走行や建設機械の稼働等の工事の実施による排ガス及び騒音・振動の影響についても重大な影響が懸念されるため、適切に環境影響評価を実施し、工事の実施によるこれらの影響を可能な限り回避又は最大限低減すること。

(2) 騒音及び超低周波音

本事業は、36基もの風車が事業実施想定区域内に設置される大規模な計画であり、配置によっては複数の風力発電機に囲まれる住居等が少なからず生じることが見込まれる。そのような地域では周囲の風力発電機から発生する騒音及び超低周波音による複合的かつ重大な影響を受けることが強く懸念され、事業者にはこの重大な影響を回避するための慎重な検討が求められる。

本配慮書においては、「特に配慮が必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する」、「騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて保全措置を検討することなどにより、「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価」しているが、風力発電機と特に配慮が必要な施設等との距離を最低限どの程度確保する方針としているか、具体的にどのような環境保全措置を取り得るのか、複数の風力発電機からの複合影響を踏まえ配置をどのように検討する方針か等が示されていないなど、重大な影響を回避又は低減出来る可能性が高いと評価する根拠として不十分であると考えられる。

については、計画段階配慮事項としてこれらについて改めて検討を行い、現計画において真に重大な影響を回避又は低減が可能であるとの追加の根拠を示すこと。また、この結果重大な影響を回避又は低減できる根拠が示せない場合は、重大な影響を及ぼす可能性があるものとして、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手続においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施し、影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(3) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺には一級河川である日野川、及びその支流であり農業用水としての取水もある野上川、藤屋川などが存在し、福岡水源地や根雨水源地等の水道水源なども存在している。また、事業実施想定区域の北側に位置し、多くの観光客が訪れる施設とつとり

花回廊では、花の育成・管理のため、地下水を活用している状況がある。

事業に伴う工事の実施等による水質への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、工事の実施等による濁水の発生等により、これら河川水や地下水、水道水源、農業用水等の水質への重大な影響は十分に懸念されるところである。については、計画段階配慮事項として、改めて工事の実施による水質への環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。また、その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

また、方法書以降の手続においても、上記に十分留意のうえ環境影響評価を実施して影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(4) 重要な地形及び地質

本事業では、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置及び工事の実施により、大規模な地形の改変が見込まれる。この改変により、土砂崩壊や地すべりのリスクが増加することが懸念される。これら付帯設備の設置や工事の実施による地盤の安定性の変化について環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。なお、地盤の安定性の変化について検討する際は、事業実施想定区域近傍に鳥取県西部地震の際の震央となった地点が存在していることなども考慮すること。

また、事業実施想定区域内には金華山自然環境保全地域として指定する地域の一部が含まれているが、学術上また景観上優れた地形を形成していることから指定しているものであることを踏まえ、当該保全区域の改変を避けること。

(5) 風車の影

事業実施想定区域の地形は主に中起伏山地及び小起伏山地からなる山がちな地形となっており、風力発電機は周辺の住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

(6) 動物、植物、生態系

事業に伴う風車の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置、及び工事の実施等による動物、植物、生態系への影響について、配慮書において計画段階配慮事項として選定していないが、特に工事の実施に伴う濁水の発生による水生の動物・植物・生態系への重大な影響は十分に懸念されるところである。さらに事業実施想定区域周辺の河川では重要種であるアカヒレタビラの生息情報もある。については、計画段階配慮事項として、改めて工事の実施によるこれらへの環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。その結果、重大な環境影響が予測された場合は、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止も含めて事業計画を見直すこと。

事業実施想定区域の周辺では希少猛禽類であるクマタカ生息情報があるほか、オシドリやガシカモ類等の渡り鳥の越冬地となっているとする情報も得られていることなどを踏まえ、鳥類への影響について適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

また、事業実施想定区域の一部に含まれる南部町は、その全域が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されているほか、事業実施想定区域及びその周辺には多数の農地が

存在している。このような地域特性が周囲に存在すること、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなどを踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 景観

本事業においては、風力発電機による影響のみでなく、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置による景観への影響も懸念されるため、この点も踏まえて環境影響評価を実施すること。

事業実施想定区域の周辺には、県内有数の観光資源である大山をはじめとする国立公園や多くの観光客が訪れる施設ととり花回廊などが存在しており、そのような観光施設等からの景観及び大山等を臨む景観について、適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に反映すること。

加えて、主要な眺望点からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含めて適切に環境影響評価を実施し、風力発電機の設置による景観の変化が住民等に心理的圧迫感等を与える可能性についても十分考慮したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(8) 文化財

事業実施想定区域内において周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(9) 事業地の選定

事業実施想定区域内には保安林や周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電機及びその付帯設備との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。

(10) その他の留意事項

当県では今年度末からの運航開始を目指して鳥取県ドクターヘリの導入準備が進められているところである。事業実施想定区域内及びその周辺でランデブーポイント（場外離着陸場）として想定される地点等について関係機関に確認し、またヘリコプターの飛行や離着陸等、鳥取県ドクターヘリの運用に影響を及ぼす範囲に風力発電機を設置することがないよう、関係機関と協議及び調整を行うこと。

(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る方法書手続きの状況について

平成29年12月1日
環境立県推進課

鳥取市青谷町地内における風力発電事業に係る環境影響評価方法書の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会(本方法書審査の1回目及び2回目)を開催したので、その概要を報告する。

なお、審査会では、行政(市・県)からの意見も俎上に載せ審議を行った。

1 事業の概要(別添図参照)

事業者: 自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙(福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6)

内容: 青谷町地内において風力発電所(出力: 最大40,000kW、基数: 最大14基)を設置。

2 環境影響評価審査会の概要

● 第6回審査会(方法書段階1回目)

日時: 平成29年10月31日 午後1時から3時半まで

場所: とりぎん文化会館 第3会議室

内容: 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を事業者より説明。

<主な質疑内容>

○説明会の参加人数は何名程度だったかなど、地元への説明状況を確認した。

(事業者) ⇒ 気高町、鹿野町では15名程度、青谷町では50名強が参加された。基本的には開催地の地域の方が参加されたものと認識している。

○湖山池の南部にある他事業者の計画する風力発電事業との累積的影響に係る環境影響評価に関する考え方を確認した。

(事業者) ⇒ 両事業者が行う場合や後発の事業者のみが行う場合があると認識している。環境省とも相談しながら他所での事例を参考に検討する。

○騒音の予測の手法について、調査時期、地表面での吸収、回折や反射の考慮、また、風向による伝搬の影響の考慮についての考え方を確認した。

○水環境の調査について、沈砂池の規模設定や水質の調査位置、また濁水の原因となる土壤の粒径分布調査の内容を確認した。

○動物・植物・生態系に係る調査について、生息する可能性のある希少種の生態を踏まえて具体的な調査時期を設定するよう指摘があった他、生態系調査を行う種の設定根拠等を確認した。

● 第7回審査会(方法書段階2回目)

日時: 平成29年11月15日 午前10時から正午まで

場所: とりぎん文化会館 第3会議室

内容: 配慮書知事意見に対する事業者の対応状況の確認。

審査会及び行政からの意見とそれに対する事業者見解の確認。

<主な質疑内容>

○様々な事情により説明会に出向くことができない方に対する対応の考え方を確認した。

(事業者) ⇒ まずは地区単位等の地域住民の近くで説明会を開催することで説明会参加のハードルを下げたいと考えている。また各種事情により説明会への参加が困難な場合には、要望があれば個別に伺って説明を行う方針である。

○具体的な計画が決まっていない段階であるが、審査会にて踏み込んだ意見や助言ができるよう、施設や設備工事に係る規模感について審査委員にも分かるような例示をお願いしたい。

(事業者) ⇒ 既存事例などを参考にしながら、次回審査会までに例示できるよう準備したい。

○風力発電機の大型化による騒音や低周波音の増大等の傾向を確認した。

(事業者) ⇒ 風車が大きくなることで発生源から発生する騒音は大きくなる。一方で低騒音型のブレードや風車の構造の改良等による工夫で騒音の低減がなされており、プラスとマイナスがある。

○景観の予測・評価手法について、移動景観(シークエンス景観)や夜間の光の点滅による影響についての考え方を確認した。

3 手続きの経過と今後の予定

- 5月 30日 事業者が県に配慮書を提出
7月 31日 県が事業者に知事意見を発出
8月 25日 経済産業省が事業者に大臣意見を発出
9月 13日 事業者が県に方法書を提出
9月 15日
～10月 16日 事業者による配慮書の縦覧（一般からの意見聴取は10月 30日まで）
9月 18日 事業者が青谷町山根地区で説明会を実施（地元からの要請を受けて実施したもの）
9月 29、30日 事業者が気高町、鹿野町、青谷町で環境影響評価法に基づく説明会を実施
10月 31日 環境影響評価審査会（方法書内容の説明及び事業者ヒアリング）
11月 15日 環境影響評価審査会（知事意見への対応状況等について 事業者ヒアリング）
11月 19日 事業者が青谷町蔵内地区で説明会を実施（地元からの要請を受けて実施したもの）
(今後 12/23 に気高町会下で説明会を予定している：審査会にて事業者が説明)

(今後の予定)

- 12月 15日 環境影響評価審査会（事業者ヒアリング）
…以降引続き審査会を開催するなどし、来年2月頃に知事意見を発出する見込み。

参考 環境影響評価手続きについて

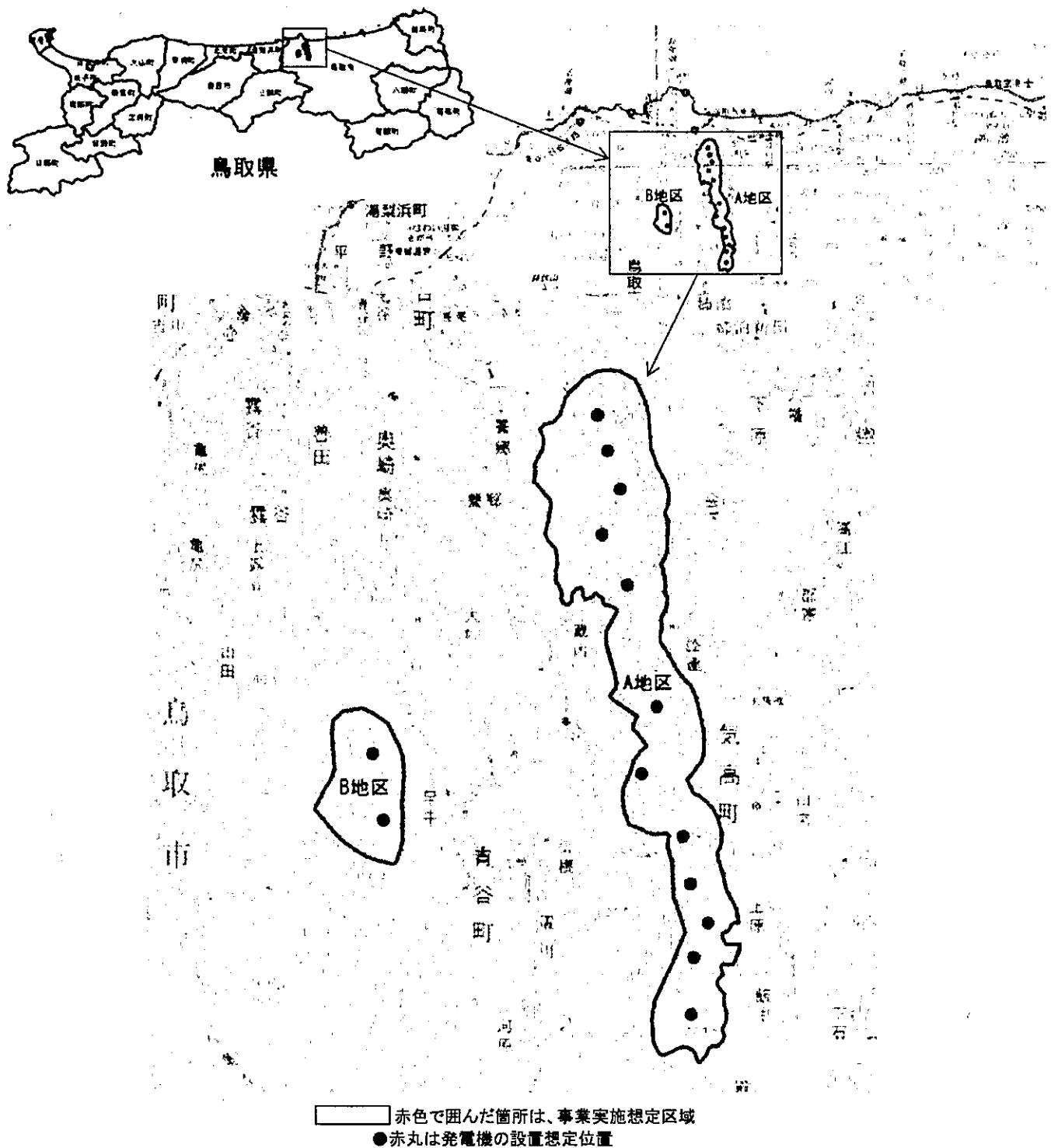
- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・方法書は各環境要素について、環境影響評価の実施方法の計画を示すものであり、2番目の法手続きである。
- ・今後の手続の各段階にも、知事は事業者に対し直接または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

【法手続きの流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

図

名称：(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業
事業者：自然電力株式会社（福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6）
種類：風力発電所（陸上）の設置の事業
出力：最大40,000kW
基数：最大14基（1基あたり2,000～3,000kW級を想定）
事業区域：鳥取県鳥取市（下記の箇所）



天神川流域下水道（天神浄化センター）の指定管理者の選定方法について

平成29年12月1日
水・大気環境課

天神川流域下水道に係る次期指定管理（平成31年度～35年度）の選定方法について、平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議（11月21日）の議論を踏まえ、以下のとおり指名指定を継続することとしたい。

1 施設名

鳥取県天神浄化センター（所在地：東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517）

2 指定管理者の選定方法

指名指定（従来の選定方法：指名指定）

3 指名指定継続の理由

年間を通じて可動停止が許されないことから、災害時の緊急対応等のため施設全体を熟知している必要があることや、当該施設管理のために設置された団体であることから経営破たんリスクも低いため、引き続き公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に管理させたい。また、直接の施設利用者かつ運営費の負担者の代表である関係市町長が同団体による安定的な運営を希望している。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月	2月議会に関連予算案（債務負担行為）を上程
4月～8月	指定管理者の選定手続
9月	9月議会に指定管理者選定の議案を上程
平成31年4月	指定管理者による管理運営開始

【鳥取県天神川流域下水道の概要】

- ・処理区域：中部の1市3町（倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町）
- ・共用開始：昭和58年度
- ・排除方式：分流式流域下水道
- ・処理区域面積：2,367ha
- ・処理可能人口：56,674人
- ・下水処理能力：現在32,000m³/日（全体計画100,000m³、認可60,000m³）
- ・幹線管渠延長：28.6km
- ・指定管理者：平成21年度から導入（管理者：公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社）

【県有施設・資産有効活用戦略会議の概要】

〔会議の趣旨〕

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置。

〔構成員〕

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年12月1日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

1 条例手続の現状

(1) 実施状況報告書に係る意見照会に対する米子市の回答

平成29年9月19日付けでセンターから提出のあった実施状況報告書について、手続条例第15条第2項の規定に基づき、9月20日付けで米子市長に意見照会を行い、11月9日付けで米子市長から回答があった。

また、回答にあたり11月6日に米子市議会全員協議会が開催された。

<米子市回答の概要>

- ① センターが作成した実施状況報告書の広告及び縦覧、説明会等に関する事項について相違ないことを確認した。
- ② 関係住民の状況については、聞き取りを行った結果、一部の自治会の会員の中に理解を得られていない方がいる状況と考える。
- ③ 今後、手続条例の規定による意見調整等が行われる場合は、関係住民と事業者の相互の理解促進を図るとともに廃棄物審議会の意見を聴きながら手続きを行うことを県に依頼する。
- ④ 関係住民から提出されている意見(搬入管理、遮水構造、地下水への影響等)に対し、専門家で構成される鳥取県廃棄物審議会の意見を聞くなど、施設の安全性について十分に確認するよう県に要請する。
- ⑤ 関係住民以外で事業計画に対する懸念や不安を訴える声や反対の意を表明されている方々もいるため、地元関係者に対して丁寧に対応することを事業主体に対し助言するよう県に依頼する。

<米子市議会全員協議会における主な意見等>

議員名	意見の概要
土光議員	<ul style="list-style-type: none">・平成29年2月7日の説明会参加者の参加資格に疑義がある。事実関係を確認すべき。また開催日時の設定、周知が不十分。・説明会に参加しなかった農業者、事業者について理解が得られたというセンターの姿勢が、地元住民から不信感、反発を買っているものと考える。
国頭議員	<ul style="list-style-type: none">・関係住民ではない漁業関係者の意見もしっかり聞くよう要望する。
岡村議員	<ul style="list-style-type: none">・センターの地下水調査について、吉谷教授や地元住民の意見に謙虚に耳を傾けることが安全性を担保すると考える。・地元では反対署名が寄せられたと聞いており、地元の理解が得られた状況ではないと考える。
安達議員	<ul style="list-style-type: none">・今後事業者には丁寧な対応をお願いしたい。
遠藤議員	<ul style="list-style-type: none">・開発協定等の整理について、各方面の権限が存在していることをきちんと整理した上で事業の流れを作っていくべき。・自治会としての公式見解を書面としてセンターが把握されるという手続きが必要であると考える。

(2) 米子市議会からの要望書

実施状況報告書に係る米子市長からの回答とは別に、平成29年11月27日付けで米子市議会から要望書の提出があった。

<米子市議会要望の概要>

- ・上記の米子市長からの意見に加えて、市議会としても、施設の安全性の十分な確認と地元の理解が必要と考えているので、事業主体に助言を行うなど適切に対応するよう県に要望する。

(3) 廃棄物審議会の開催

県は、センターからの実施状況報告書の提出を受け、手続条例第16条第1項の規定に基づき、事業者の関係住民への周知手続の状況、関係住民の理解の状況について審査を行うとともに、廃棄物審議会を開催し、関係住民とセンターの合意形成に対する県の見解方針について専門家の意見をいただいた。

<審議会の概要>

- ① 日 時 平成29年11月20日(月)午後1時30分から午後2時40分まで
- ② 場 所 中部総合事務所 第301会議室
- ③ 審議会委員

専門分野	氏名	役職
廃棄物処理	田中 勝	公立鳥取環境大学客員教授
水 環 境	河原 長美	岡山大学名誉教授
廃棄物処理	花嶋 温子(欠席)	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師
大気環境	後藤 知伸(欠席)	鳥取大学大学院工学研究科機械宇宙工学専攻教授
法 律	足立 拓	弁護士
調 停	清水 久代(欠席)	鳥取家庭裁判所米子支部家事調停委員
経 営	前田 美智子	税理士

④ 審議会での報告概要

県からこれまでの条例手続の経過のほか、センターの周知手続状況、関係住民の聞取結果及び米子市からの意見照会結果を説明し、関係住民とセンターの合意形成に係る県の見解(手続条例第16条第1項第3号に該当)を示した。

◇手続条例

(実施状況報告に対する通知)

第16条 知事は、第14条の規定による実施状況報告及び前条第2項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

- (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
- (2) 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
- (3) 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

⑤ 審議結果及び委員からの主な意見

<審議結果>

- 条例第16条第1項第3号に規定する「住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき」に該当するという県の判断方針は妥当。

<主な意見>

- センターはなるべく回答しようとしているが、反対の方の理解を得るのが難しい状況だという印象を受けた。
- やらなければならないことを、きちんとやっていることはよくわかる。事業者の回答の仕方について正確さを期すためだと思うが、「見解書のとおり」など繰り返しの回答の部分があり、もう少し意見者の気持ちに寄り添うことがあってもいいという気がした。
- 住民が誤解している意見があれば、科学的な根拠に基づいて説明することが必要。

(4) 判断結果の通知及び周知

県は廃棄物審議会の意見を踏まえ、平成29年11月24日付けで「手続条例第16条第1項第3号」に該当するとした判断結果を、手続条例第16条第1項の規定に基づき事業者及び米子市に通知した。

また、関係住民に対しても判断結果を通知するとともに米子市役所淀江支所等15箇所で掲示するなど周知を行っている。

2 今後の予定

県(生活環境部)は、センター又は関係住民から手続条例第17条第1項の申し出を受けて、意見の調整(知事が主催する会議において、センター及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図ること)を行うこととなる。

鳥取県環境管理事業センター等への補助金支出に係る住民訴訟控訴審判決について

平成29年12月1日
循環型社会推進課

鳥取県環境管理事業センター等への県の補助金交付に係る住民訴訟の広島高等裁判所松江支部の判決が11月29日にあったので、その概要を報告する。

1 控訴の概要

- (1) 控訴人 山根一典氏ほか8名
(2) 被控訴人 鳥取県知事
(3) 控訴日 平成29年6月30日
(4) 請求要旨

- 原判決（鳥取地裁平成29年6月16日判決）を取り消すこと。
- （公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）及び環境プラント工業株（以下「環境プラント」という。）に対して、補助金（平成24年度産業廃棄物最終処分場整備推進補助金（以下「推進補助金」という。））3,500万円の返還及び年5%の利息を請求すること。

- 注) 当該補助金は、環境プラントが淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画書及び生活環境影響調査書を作成するための間接補助金としてセンターを通じて交付したもの。
- センター及び株式会社C E C（以下「C E C」という。）に対して、補助金（平成25年度環境管理事業センター運営費補助金（以下「運営費補助金」という。））1,100万4千円の返還及び年5%の利息を請求すること。

- 注) 当該補助金は、センターの運営費補助として支出したものだが、この内でセンターはC E Cに委託して地下水流向等調査を実施している。

- (5) 控訴審の経過 控訴後の初回弁論期日（10月11日）で結審（→今回の判決へ）

2 判決

- 本件控訴を棄却する。
- 訴訟費用は控訴入らの負担とする。

3 控訴人の主張と裁判所の判断

控訴人の主張	裁判所の判断（要旨）
<p>センター及び環境プラントには、生活環境影響調査書の作成等に係る推進補助金の交付申請・受領に関して、医師等のような高度な専門家として、県の財産的利益の侵害を回避するべき注意義務があり、それを怠った点で共同不法行為責任がある。</p> <p>また、処分場計画地付近で地下水が北北西に流れるなどとする成果物には、補正不能な不備がある。</p>	<p>控訴人が援用する医師等の注意義務に関する判例と本件とは事案を異にするものである。</p> <p>また成果物に関して、エイト報告書（検証目的別のコンサルタントによる調査結果）で、処分場の存在による地下水の推移や流动状況等について、影響が生じる可能性は低いとの記載があり、また控訴人の指摘は、結局生活環境保全対策の不備を主張するもので、補助金に関する共同不法行為責任の判断を左右するものではない。</p> <p>不法行為を構成するのは、補助事業を全く実施していない、又は生活環境影響調査の指針等に全く相応していないなど、未実施と同視できる程度に著しく不完全な場合に補助金交付を受けた場合に限られる。</p> <p>しかし、本件調査書の内容・構成に照らしても指針に全く相応していないとは到底いえず、不完全といえないことは明らかで共同不法行為責任があるとは認められない。</p>
<p>運営費補助金で実施された地下水流向等調査業務と推進補助金で実施された生活環境影響調査業務には重複があるにも関わらず、漫然と運営費補助金の交付を申請したことはセンター及びC E Cの共同不法行為にあたる。</p>	<p>地下水流向等調査で実施された数値シミュレーションが推進補助金の範囲で踏えたとする根拠が明らかではない。また、推進補助金の間接補助事業者はC E Cではなく、環境プラントであり、センター及びC E Cの行為が共同不法行為を構成することはない。</p>
<p>計画地を一般廃棄物最終処分場の用途に供するとする開発協定の存在を県は真に把握していなかったのであって、センター、環境プラント等が意図的に開発協定の存在を秘匿して、また協定に反して補助金の交付を受けたことは不当である。</p>	<p>県は、本件補助金の交付決定前に、環境プラントから、米子地方農林振興局長を通じて本件協定書の提出を受けていたものである上、本件推進補助金決定時点では協定が改定されていなかったからといって、改定される余地がなかったとはいせず、控訴人の主張は採用できない。</p>

島根県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について

平成29年12月1日

緑豊かな自然課

農業振興戦略監畜産課

11月5日に島根県松江市宍道町で回収されたコブハクチョウの死亡個体から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されたことを受け、ホームページ等で県民へ注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視体制を強化している。併せて、養鶏農場関係者へ情報提供を行い、各施設の状況を確認しているが、現時点では野鳥・養鶏農場いずれも異常は確認されていない。

1 島根県の状況（全国で検出は島根県のみ）

No.	場所	種名	回収日	簡易検査等で陽性検出	確定検査(鳥取大学)	重点監視区域
1	松江市 宍道湖岸	コブハクチョウ	11/5	11/5	11/9 高病原性(H5N6亜型)	11/5設定(回収地点周辺10km圏内)
2	"	キンクロハジロ	11/7	11/7	11/13 "	11/7設定(")
3	"	"	11/9	11/9	11/15 "	追加指定なし(上記区域に含まれる)
4	"	コリカモメ	11/10	11/10	" (")	" (")
5	"	コブハクチョウ	11/11	11/11	11/20 "	" (")
6	"	"	11/12	11/12	" (")	" (")
7	"	キンクロハジロ	"	11/13	" (")	" (")

※環境省は、11月5日及び7日の簡易検査による陽性反応を受け、回収地点周辺10km圏内を野鳥重点監視区域に指定して、野鳥の監視を強化している。いずれの重点区域も島根県域は圏外である。

※環境省は、11月9日の確定検査結果を受け、野鳥サーベイランスの全国対応レベルを、「対応レベル1」から「対応レベル2」に引き上げ、監視を強化中である。11月13日～15日にかけて緊急調査チームを現地に派遣し野鳥の生息状況調査等を実施したが、異常は確認されていない。

※出雲市において、コブハクチョウ（1羽）、オオバン（1羽）の死亡個体から、簡易検査の結果、陽性が確認されたが、確定検査を行ったところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった。

2 本県の対応状況

11月6日に県関係機関を招集して連絡会議を開催し、鳥インフルエンザへの対応を確認するとともに、市町村等への情報提供を行った。

(1) 野鳥関係

- 11月6日から県内全域において、野鳥の監視パトロールを強化している。渡り鳥の飛来地である主要河川の河口付近、湖沼、餌場となる田園地帯などを重点的に巡回しているが、現時点で異常は認められない。

(2) 家きん関係

- 県内全養鶏農場（84農場）に対し、巡回指導、情報提供及び注意喚起を行い、全養鶏農場で異常が無いことを確認した。
- 全養鶏農場へ消石灰を順次配布し、消毒を強化している。
- 農協、飼料会社等県内関係機関には畜産課から、学校、福祉施設等愛玩家きんの飼育施設には県庁所管課を通じ情報提供と注意喚起を実施した。

3 今後の予定

- 県による野鳥の監視パトロールの強化を継続実施するとともに、野鳥関係団体に県への情報提供等を依頼する。
- 野鳥、家きん、愛玩鳥を含め、畜産関係業者、動物取扱業者、一般県民等への注意喚起を徹底する。
- 県内養鶏農場に引き続き巡回指導、情報提供及び注意喚起を行う。

布勢総合運動公園の指定管理者の選定方法について

平成29年12月1日
縁豊かな自然課

布勢総合運動公園に係る次期指定管理（平成31年度～35年度）の選定方法について、平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議（11月21日）の議論を踏まえ、以下のとおり見直すこととした。

1 施設名

鳥取県立布勢総合運動公園（所在地：鳥取市布勢146-1）
※ネーミングライツにより、愛称は「コカ・コーラウエストスポーツパーク」

2 指定管理者の選定方法

公募（従来の選定方法：指名指定）

3 見直しの時期

平成31年4月

4 見直しを行う理由

全ての県有のスポーツ施設について、公募で指定管理者を選定している（武道館も今回、指名指定から公募に切り替える）とともに、県外の総合運動公園も公募での事例が多いことから、公募に切り替える。

5 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月	2月議会に関連予算案（債務負担行為）及び設置管理条例の改正案を上程
4月～8月	指定管理者の選定手続
9月	9月議会に指定管理者選定の議案を上程
平成31年4月	指定管理者による管理運営開始

【鳥取県立布勢総合運動公園の概要】

- ・敷地面積：52.4ヘクタール
- ・開園：昭和59年5月
- ・事業費：約154億円（当初整備費）
- ・主な施設：陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、県民体育館、テニス場、多目的広場、日本庭園、おもしろ広場、ゲートボール場
- ・指定管理者：平成18年度から導入（管理者：公益財団法人鳥取県体育協会）

【県有施設・資産有効活用戦略会議の概要】

[会議の趣旨]

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置。

[構成員]

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長